

なかたね

農業委員会だより

平成27年

1月



◆◆◆主な内容◆◆◆

- ◇新年のごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◇農業委員活動報告・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◇なくそう!
農地の違反転用・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
- ◇農地中間管理事業・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ◇農業者年金・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ◇農業委員担当地区
全国農業新聞・・・・・・・・・・・・・・ 8



新年のごあいさつ



農業委員一同

新年明けましておめでとうございます。ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年7月の改選により新たな体制の下で会長として二期目の重責を担うこととなり、微力ではありますが、本町農業の振興と発展のため一生懸命取り組みたいと考えております。

昨年を振り返りますと、全国的に異常気象の多発した一年でした。種子島でも度重なる大雨や台風の影響で、原料用甘藷やサトウキビでは低単収の年となりました。次年度の生産回復に期待したいものです。一方子牛価格は、昨年からの高値がつづいていくことは、喜ばしい限りで

す。安納芋、レザリーーフファン等の園芸作物も、これからもさらに生産振興が図られることを願っています。

さて、農地法に基づく『利用状況調査』を町内全域で毎年実施しています。この調査は、遊休農地の実態を把握し、遊休農地の所有者を対象に意向調査を行い、担い手への農地集積等を推進し、再生利用が困難な荒廃農地については非農地判断を実施していきます。本調査への町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

農業を取り巻く状況は、農家の高齢化、燃油や資材の高騰によるコスト増、PPP交渉の成り行きなど多くの課題に直面しており、厳しさを増すことが考

えられます。

これからの地域農業を、維持するためには、担い手農家や受託組織・生産組合等への、農地集積、経営能力・機械化へのさらなる支援が重要となると思われまます。農業委員会は、農地中間管理機構、農業公社等の関係機関との調整を図りながら、農業者の代表として農業に関する様々な課題に積極的に取り組みたいと思えます。

今年の豊作と皆様のご健康をご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

中種子町農業委員会

会長 濱脇 嘉則



農地パトロールを実施



8月25日、農業委員13名による農地パトロールを実施、町内の遊休農地を調査しました。11月から、耕作放棄地の利用状況調査も行いました。

農業者年金受給者会総会

6月27日、グリーンホテルさかえで、農業者年金受給者会総会を開催し、すべての議案が賛成多数で承認されました。総会后、特定非営利活動法人きずな・デイサービス13番管理者の橋口渉氏を講師に迎え、「私と高齢者とのふれあい」と題して講話も行われました。



鹿児島県農業委員会大会



平成26年度鹿児島県農業委員大会が8月21日、鹿児島市民文化ホールにおいて開催され、当日は関係機関から約1000名の参加があり、永年功績のあった農業委員の方への表彰が行われました。記念講演として農業ジャーナリスト青山浩子氏による「新しい農業・農業者像と農業委員に期待すること」と題して講演が行われました。

農業委員先進地視察研修

10月1日、いちき串木野市役所を訪問し、農地利用状況調査と新規就農者等相談業務関係についての説明を受けました。利用状況調査の進め方など大変参考になり、貴重な研修となりました。



なくそう！ 農地の違反転用

許可なく農地を転用する行為は農地法違反で、厳しい罰則が与えられます。

無断で農地を転用した場合や、転用計画どおりに転用しない場合には、工事の中止や現状回復命令が生じます。違反転用した場合三年以下の懲役または三百万円（法人の場合は一億円）以下の罰金という罰則の適用もあります。

農地は、無断で二度転用されてしまうと簡単には農地にもどせなくなってしまうます。たとえ所有者以外のものが無断で転用した場合でも、所有者としての責務があり、多額の費用を負担して現状回復しなくてはならない場合があります。

農地の売買や

貸借をする場合

〔農地法第3条許可申請〕

農地を売買などで取得したり、貸借によって借り受けたりする場合は、農業委員会の許可が必要となります。

個人間での農地の貸し借りによるトラブルの相談が、農業委員会に寄せられています。こうした問題をなくし、農地等の財産を安全に管理するために、農業委員会を通じて貸し借りを行うようにしましょう。

農業委員会の許可がない農地の貸し借りは、経営面積の対象になりませんのでご注意ください。



農地を転用する場合

〔農地法第4・5条許可申請〕

農地の転用とは、農地を住宅用や工場用敷地、道路、山林、駐車場などの農地以外に用途を交換することです。

一時的に資材置き場、仮設事務所、砂利採取場などに使用することも含みます。

転用には、

- ①農地の所有者が自ら農地を転用する場合（農地法第4条）
 - ②他人の農地を売買等して転用する場合（農地法第5条）
- があります。

農地を転用する場合は、農地法以外にも農振法等他法令の許可が必要となる場合がありますので、早目に農業委員会に、ご相談下さい。

農地の相続等の 届出のお願い

農地の権利を相続等（遺産分割、時効取得等）によって取得された場合は農地法の許可は必要ありませんが、農業委員会に届け出が必要です。



農振農用地に 指定されていたら？

転用しようとする土地が農振農用地に指定されている場合、まず、その除外申請が必要です。案件の内容によっては、長期間を要しますので、お早めに農林水産課へご相談下さい。

農地の貸し借りを解約する 場合、どのような手続き が必要ですか？

農業委員会を通して貸借契約をしている農地を解約する場合、合意解約書の届出が必要となります。このため、貸借している双方は、農業委員会で届け出をしていただきます。
なお、解約するためにはお互いの合意が必要です。



基盤強化法とは？

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、規模拡大を目指す担い手農家等へ農地の集積を図るため、基盤強化法による貸借・売買が行えます。

貸借及び、売買に伴う主な手続きは、行政等が引き受けます。詳しくは農業委員会事務局もしくは農業公社までお問い合わせ下さい。



非農地証明とは？

登記簿上の地目が「田」または「畑」となっている土地で、長年現況が宅地等農地以外である場合、非農地証明書を添付すれば、農地法の許可を得ることなく地目変更の登記申請を行うことができます。

非農地証明を出すにあたっては、厳重な審査をした上で、明らかに農地法上の農地、採草放牧地以外であると認められるものに限って出すことになっています。単に耕作放棄されている農地ということでは非農地証明は出せません。



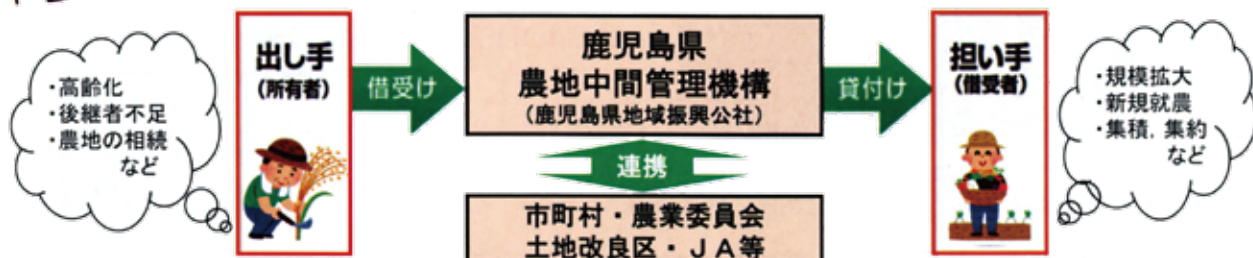
農地の貸し借り おまかせください!

～農地中間管理事業のご紹介～



県知事指定の公的機関
だから安心じゃ!

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社



- ・「農業のリタイアを考えているが、担い手が見つからない」
- ・「農地を人に貸したいけれど、知らない人に貸すのは少し不安…」
- ・「規模拡大のため条件の合う農地を探している」 などといった問題はありませんか？

平成26年度から、農地の貸し借りの新しい仕組みが始まりました。鹿児島県地域振興公社が県知事より「農地中間管理機構」の指定を受け、市町村や関係機関と連携しながら、担い手への農地集積・集約化を推進します。

機構へ農地を貸付けた地域や農家の皆さんには「**機構集積協力金**」の交付も受けられます。ぜひこの機会に、農地中間管理事業の活用をご検討ください。

(農地の貸し借りは、農地中間管理事業以外にも農地法、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等があります。)

■ 農地の貸し借りの方法



【農地を貸したい方】

- ① 農地中間管理機構、または農地所在地の市町村、農業委員会へご相談ください。
- ② 窓口に備え付けの申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。
※ 申込書は機構ホームページからもダウンロード・印刷できます。
※ 貸し出せる農地は、**農業振興地域の区域内**に限ります。
- ③ 借受者とのマッチングを経て、賃貸借契約が始まります。

- 一定の要件を満たすと、機構集積協力金が交付されます。
- 賃借料は、機構から決まった時期に確実に入金しますので安心です。

【農地を借りたい方】

- ① 農地中間管理機構、または農地所在地の市町村、農業委員会へご相談ください。
- ② 窓口に備え付けの申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。
※ 機構から農地を借りるためには、**機構の公募に応募することが必須**となります。
※ 申込書は機構ホームページからもダウンロード・印刷できます。
- ③ 所有者とのマッチングを経て、賃貸借契約が始まります。

- 複数の所有者から借りた場合でも、賃借料の支払いは機構がまとめて行います。
- 賃借料の支払いは口座振替ですので、時間も費用もかかりません。



国が支える 安心が大きくなる

担い手積立年金

[愛称]

～ しっかり積立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を ～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

① 65歳の農業者の方の平均余命は
男性22年(87歳)、女性27年(92歳)

老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

※ 日本人の平均余命は男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。

② こんなにかかる老後生活
(現金支出で年額約286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万8千円が必要となります。

③ 国民年金の支給額(年額154万6千円)

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万4千4百円、夫婦あわせて月額約12万8千8百円です。



このように、豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分と言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として、厚生年金や共済年金(厚生年金のモデルケースでは夫婦お二人で年額約272万3千円、月額約22万7千円)を受け取っています。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して安心で豊かな老後を迎えましょう。

◆ 農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間	運用利回り 2.5% の場合		運用利回り 3% の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	84.0万円	71.7万円	92.5万円	78.9万円
30歳	30年	55.8万円	47.6万円	60.1万円	51.2万円
40歳	20年	33.0万円	28.2万円	34.8万円	29.7万円
50歳	10年	14.7万円	12.6万円	15.2万円	13.0万円

(注) この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%及び3%、65歳以降の予定利率が1.05%となった場合の試算です。

制度発足以降の12年度間の運用利回りの平均は、年率2.53%です。

予定利率1.05%は、農林水産省告示(H26.4.1施行)により定められている率です。

* 各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

担当地区 農業委員名簿

氏名	電話番号	担当集落	氏名	電話番号	担当集落
濱脇 嘉則	27-2805	下田・伊原・横町・栄町 大牟礼	鮫島 安平	27-1973	上方・旭町
鮫島 達	27-7563	牧川・浜津脇・砂中 上之城・坂元・竹之川 広野・深久保	久保田 純一	27-3140	郡原・古房・戸畑・向井町
石堂 季男	27-1782	中山・大平	上妻 廣美	27-8057	阿高磯・屋久津・衣之平 梶潟・長谷・原尾・中田
雨田 勇	27-0551	池之向・松原・伏之前	日高 信行	27-3082	原之里・平鍋・春田 宝来
赤坂 寅秀	27-2208	田島・東目・輪之尾・美座 西之山・西之町・東之町 女洲・南界園	下村 直義	27-2791	畠田・町山崎・阿曾 広ヶ野・つまべに苑
小山田 弘幸	27-9342	塩屋・新町・熊野・本村 今熊野・向町	日高 隆克	27-2121	満足山・竹屋野・高峯 阿保
戸田 和代	27-7155	中之町・池之平 二十番・秋佐野	※農業に関するお悩みは、各担当地区委員へお気軽にご相談ください。		



●地方版で身近なニュースもお伝えしています。

●毎週金曜日発行

●購読料 月額600円(送料, 税込み)

平成27年4月から月額700円(送料, 税込み)

●購読の申し込みは農業委員会または、お近くの農業委員へお気軽にご連絡下さい。

全国農業新聞は、農業者の公的代表的機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門誌です。「週刊」の時間を生かし、情報が分かりやすいように、解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足していただけるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

みなさんの購読のお申し込みをお待ちしています。

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞

平成27年1月8日

発行・編集：中種子町農業委員会

TEL 0997-27-1111 (内線227・277) FAX 0997-27-3634

なかたね 2015.1
農業委員会だより